

《容器包装ごみとは、どんなごみ？》

○お店屋さんから買った（買ったものを譲り受けたものも含む）商品の容器及び包装してあったもので、その買った商品を使い終わった後に不要になったもの。





※一般ごみ、有害ごみ、粗大ごみ、資源ごみ以外のごみ

◎容器包装ごみは、次の3種類に各々袋を分けて出す

- ①びん、ペットボトル類 ⇒ 1枚の容器包装ごみ袋（有料）に入れて出す。
- ②その他のプラスチック類 ⇒ 1枚の容器包装ごみ袋（有料）に入れて出す。
- ③その他の紙類 ⇒ 1枚の容器包装ごみ袋（有料）に入れて出す。

となりますのでお間違えのないよう排出してください。

《出し方のポイント》

- 必ず、容器の中をきれいにして、中に吸殻等のごみは入れないで出す。
- 容器や包装物については、現在、法律で識別表示（    等）が義務付けられておりますので、それらを参考に分別する。（一部例外があります）
- 他の袋で補強しないで、指定の袋のみを使用してください。
- 汚れている容器包装ごみは、「一般ごみ」となってしまうので極力きれいにして「容器包装ごみ」として出す！
- 重要 ～ 無色の指定袋（有料）に入れ、3種類に分別して出す

※ かん類（スチール缶）につきましても、アルミ缶と同様に資源（無料）になりました。